

令和8年 第5回美浜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年9月28日(月) 午後7時00分から(協議会終了後)

2. 場 所 美浜町役場 3階 議会会議室

3. 出席委員(11名)

委員	1番	松下	勝美
委員	2番	山本	和美
委員	3番	軍場	康代
委員	4番	寺尾	和美
委員	5番	高木	宏和
委員	6番	由利	博
委員	7番	山本	孫実
委員	8番	浅妻	孝彦
委員	9番	大野	克弥
委員	10番	山本	文昭
会長	11番	大塩	友之

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6. 美浜町農業委員会事務局職員

事務局長	武田 喜孝
次長	畠中 隆之
書記	浜野 裕介

7. 会議内容

【開会宣言】

事務局長

それでは、令和8年第5回美浜町農業委員会を開催させていただきます。

本日は全農業委員に出席をいただきましてので、美浜町農業委員会総会会議規則第8条の規定により、本総会が成立をいたしましたことをここにご報告させていただきます。

それでは、大塩会長よりご挨拶をいただきます。

大塩会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。それでは、美浜町農業委員会総会会議規則第7条の規定により、「会長は総会の議長となる」となっておりますので、ここからの会議進行につきまして大塩会長よろしくお願いいたします。

議長

それでは、会議を始めます。日程第１ 議事録署名委員の指名について、慣例に従いまして私から指名をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、私から指名をさせていただきます。
3番 軍場 康代 委員、4番 寺尾 和美 委員 ご両名よろしくお願いいたします。

それでは、日程第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請その１についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請その 1 について説明いたします。

資料No.1-1をご覧ください。

譲渡人は、■■■■■

■■■■さん

譲受人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

■■ ■■さん ■■歳 ■■■■■■です。

申請地は、■■■■■■■■■■ 地目は畑 地積は396㎡
の売買による所有権移転となっています。

取得後の■■さんの農地面積は、当該地のみの396㎡となります。

利用については、じゃがいも、玉ねぎを作付けする計画であり、取れた野菜は、自家消費すると伺っています。農作業の従事状況においては、隣接する宅地内で、現在も家庭菜園を行っており、年齢、面積的に、農作業に係る労働力としては、不可能ではないと思われます。農機具については、耕運機と草刈り機を所有しているということです。その他の農地法３条の許可要件である農地までの距離等にも問題はありません。

補足としましては、当該農地に至るには、■■さんの宅地しかつながっておらず、■■さんしか利用できない状況にあり、この度、宅地と農地の境界となっている擁壁を補修する関係で、売買・申請に至った経緯があると伺っています。

調査担当委員は由利委員です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。調査担当委員の由利委員補足説明がありましたらお願いします。

由利委員

議長

ありがとうございました。以上で事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、採決をしたいと思います。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請その 2 について、原案のとおり本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第1号その2については、原案の通り許可することにいたします。

それでは、日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第２号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明いたします。

資料No.2をご覧ください。

申請者は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

■■ ■■さんです。

申請地は、■■■■■■■■■■ 地目は畑

地積は479 m²の内87.42 m²です。

転用の目的は、昭和63年ごろに、隣接する納屋の敷地として、すでにカサ上げし、宅地化した農地の一部に対する事後許可を求めるもので、現状がこれ以上変わるものではありません。

申請地の北と西側は田、東側が宅地、南側が町道となっています。

用排水計画につきましては、取水は行わず、雨水は自然流下させ、農業用排水路に流す計画です。

農地法第4条の検討事項の確認としまして、農地の種別は、10ha以上の一団の農地区域内にある第1種として判断しましたが、原則転用ができない第1種農地においても、例外となる既存の敷地を1/2以内の面積で拡張するに該当するため、法令的には不可能ではありません。

一般基準につきましても、事業計画に対する転用面積については適切であり、その他、資金計画等はすべて満たしております。

なお、最初に説明したとおり、既に転用がされているため、本申請には顛末書が付いており、内容としては、申請者の夫が生前に造成し、手続きを踏んでいないことを現在に至って把握したとのことで、法令違反は反省しており、今後厳守していくことを約束するが、現在も生活の一部として活用しており、復元費用や復元後の利用が難しいことから、後追いでも許可をいただきたいとのことです。

現地調査は由利委員、山本孫実委員で行っております。地区担当委員は由利委員です。

議長

由利委員

議長

特にないようですので、採決をしたいと思います。

(異議なし)

続きまして、日程第４ 議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。

資料No.3をご覧ください。

譲渡人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■ ■■■■■■■■です。

譲受人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■です。

申請地は、■■■■■■■■■■ 地目は畑 地積は204㎡
■■■■■■■■■■ 地目は田 地積は128㎡
計332㎡の無償譲渡による所有権移転と永久転用です。

転用の目的は、不動産業を営む申請者が、販売・賃貸借する宅地造成を行うもので、農地に挟まれた宅地一体で整備する計画です。

申請地の北側、南側は町道、東側は宅地、西側は田となっています。

用排水計画につきましては、現時点では取水は行わず、雨水は自然流下させ、農業用排水路に流す計画となっています。

農地法第5条の検討事項の確認としまして、農地の種別につきましては、町都市計画における用途地域に位置するため第3種農地と判断しました。

また、一般基準についても、事業計画に対する転用面積については適切であり、その他、

資金計画、添付書類、現地の確認等の結果、許可要件はすべて満たしております。

補足として、最初は無償譲渡といいましたが、実際は、土地の売買金額の代わりに、空き家の解体、雑木伐採、整地に係る費用を、不動産会社が負担する契約となっています。

現地調査は松下委員と山本和美委員で行っており、地区担当委員は松下委員です。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。調査担当委員の松下委員補足説明がありましたらお願いします。

松下委員

事務局の説明のとおりです。

議長

ありがとうございました。以上で事務局並びに調査担当委員の説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

中川委員

最終的な目的は何ですか。

事務局

不動産会社が商品として取り扱う更地の宅地です。

議長

では採決をしたいと思います。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第3号については、原案の通り、本委員会が適当である旨の意見を付して、県に進達する事に決定いたします。

以上で本日の議事は終了致しました。これで農業委員会総会を終了します。

【閉会】午後 時 分

令和 年 月 日

美浜町農業委員会

会 長

議 事 録 署 名 人

3 番

4 番